

相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の改正の概要について

1 ホテル等の基準に係る規定の改正（一部規則の基準も含みます。）

（1）玄関

道路等から玄関の内部を見通すことができることを原則としますが、山間部など敷地の形態や周辺の地形等によってこれにより難しい場合で、市長が特に認めたものについては、これによらないことができることとします。

（2）フロント又は帳場

旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の3に規定する基準に適合する設備をフロント又は帳場に代替する機能を有する設備として認めることとします。ただし、設備の設置場所には条件があります。

（3）食堂等、会議室等

食堂、会議に使用することのできる施設等を有することとする規定を廃止します。

（4）屋外広告物に使用する照明等

屋外広告物に使用する照明装置及び電光表示装置は、次に掲げる基準に適合したものであることとします。ただし、近隣商業地域及び商業地域にあつては、イの基準によらないことができます。

ア 光源が白色又は白色を基調とした3色以内のもので高い輝度でないもの

イ 点灯方式が順次又は一斉に点滅する方式でないもの

（5）1人用の客室（床面積20平方メートル以下のもの）

1人用の客室の構成の割合について、客室総数の2分の1以上であることに加え、1人用の客室の床面積の合計が全客室の床面積の合計の3分の1以上であることとします。

（6）樹木の高さ

道路等に面する塀、樹木等について、0.6メートル以下であることを原則としますが、樹木のうち樹種及び配置により道路等から玄関及び駐車場までの空間の見通しを妨げるおそれがないと市長が認めた場合には、これによらないことができることとします。

（7）ホテル等の基準の適用除外

この条例の目的に反するおそれがないと相模原市ホテル等建築審議会の同意

を得た上で市長が認めるものには、基準の全部又は一部を適用しないことができることとします。

2 計画の変更に係る規定の追加

ホテル等の建築に係る計画の変更をしようとする場合には、当該計画について、事前相談を終了した上で市長に申請し、その承認を得なければならないこととします。

3 完了検査に係る規定の追加

建築主は、工事完了時には速やかに市長へ届け出なければならないこととし、市長は、完了検査の結果、建築物が基準に適合していると認めるときは検査済証を交付することとします。

4 勧告、命令等に係る規定の改正

市長は、建築後に基準に適合しない構造等へ変更された場合の措置について、原状回復その他必要な措置を命ずることができることとします。また、勧告及び命令を受けた者は、これに基づき講じた措置について、市長に報告することとします。

なお、この命令に違反した際には、罰則が科せられます。

5 維持管理等に係る規定の追加

ホテル等の所有者等は、当該ホテル等が基準に適合するよう維持管理しなければならないこととします。

6 基準の適合への努力義務の追加

ホテル等の所有者等は、経過措置によりホテル等の基準を適用されないこととされる場合であっても、基準に適合するよう努めることとします。

7 その他所要の改正